



## 1 教育・保育を受けるための3つの認定区分

認定区分	対象年齢	内容	利用対象施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の就学前の子ども	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合(※)	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満の子ども	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合(※)	認定こども園、保育所

※保育の必要な事由とは、①就労②妊娠・出産③保護者の疾病・障害④同居または長期入院している親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待やDVの恐れがあること⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること⑩その他(①から⑨に類すると市が認める場合)。



## 2 新制度における幼稚園・保育所などの利用手続き

### 幼稚園などの利用を希望する場合

**1** 幼稚園などに直接、利用の申し込みをします  
※市が必要に応じて利用の支援をします。

**2** 幼稚園などから入園の内定を受けます  
※定員超過などの場合は、面接などの選考があります。

**3** 幼稚園などを通じて、利用のための認定を申請します

**4** 幼稚園などを通じて、市から1号認定の認定証が交付されます

**5** 利用する幼稚園などが決まります

### 保育所などの利用を希望する場合

**1** 市に「保育の必要性」の認定申請をします  
※利用の申し込み(3)も同時にできます。

**2** 市から2号・3号認定の認定証が交付されます

**3** 保育所などの利用の申し込みをします  
※希望する施設名などを記載します。

**4** 申請者の希望、保育所などの状況により、市があっせんなどの利用調整をします

**5** 利用する保育所などが決まります

※市立幼稚園の入園手続きは広報みはら11月号で、保育所・認定こども園の入所手続きは12月号でお知らせする予定です。

# 来年4月から保育所・幼稚園などの利用手続きが変わります



来年4月から、国の子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。これに伴い、幼稚園・保育所・認定こども園を利用するためには、認定を受けることが必要になります。

新制度に移行せず、現行制度を継続  
新制度では、保護者は3つの区分に  
定区分  
1 教育・保育を受けるための3つの認定区分

する私立・国立幼稚園の利用手続きは、これまでと変わりません。

短時間の利用を希望する場合は幼稚園の図のとおりです。認定こども園で、幼稚園・保育所の利用の手続きは左

2 新制度における幼稚園・保育所などの利用手続き

よる認定を受ける必要があります。認定を受けた場合は、認定証が交付されます。2号・3号の認定に当たっては、保育を必要とする事由や保育が必要な時間などが考慮されます。

園、長時間の利用を希望する場合は保育所の利用手続きと同じ流れになります。

☎子育て支援課  
0848・67・6042  
☎教育振興課  
0848・67・6151





## 国保だより

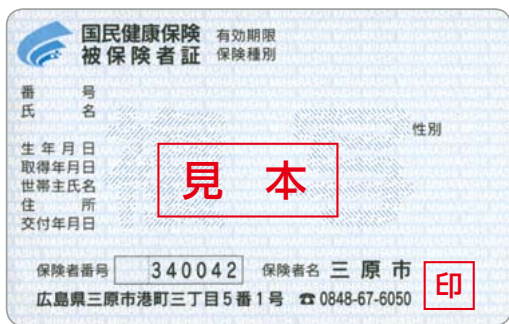
# 加入者みんな健康を 支え合うのが国民健康保険です

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

### ● 今月1日からは、

### 新しい保険証の使用を

今月1日から、国保の保険証が新しくなります。医療機関などで受診する場合は、必ず新しい保険証を提示してください。有効期限は来年9月30日です。



▲新しい保険証(見本)

ただし、表1に当てはまる人は、有効期限が異なります。それぞれ有効期

表1

対象	有効期限
75歳になる人	誕生日の前日
65歳になる退職被保険者とその被扶養者	退職被保険者の誕生月の末日(1日が誕生日の場合は、前月の末日)

限が切れる前に、新しい保険証を送付します。

### ● 資格に異動があったときは手続きを

国保以外の健康保険に加入したときや、市外へ転出するときは、手続きが必要です。

国保の保険証、新しい保険証(他の保険に加入した場合)、印鑑を用意して届け出をしてください。

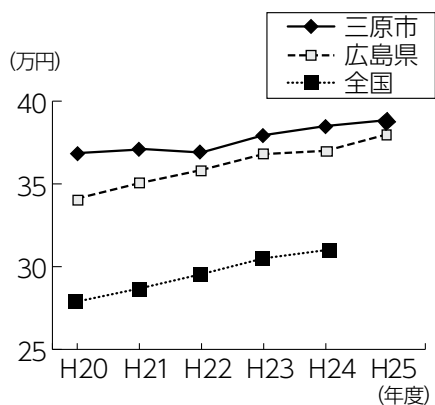
また、職場などの健康保険をやめて国保に加入するときは、保険をやめた証明書(資格喪失証明書)と印鑑、運転

### ● 全国平均を大幅に上回る

### 市の医療費

市では、全国や県の平均と比べて多くの医療費がかかっています(図1)。年々増加する医療費を少しでも低く抑えるために、できることから始めましょう。

図1 1人当たりの年間医療費の推移



国民健康保険課

☎0848・676050

### ● みんなでできる

### 医療費の削減

- ① 病気の予防と早期発見・早期治療のため、定期的に健診やがん検診を受けましょう。
- ② ジェネリック医薬品を利用しましょう。
- ③ 同じ病気で複数の病院に何度もかかるのはやめましょう。
- ④ 薬のもらい過ぎに注意しましょう。

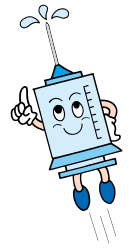
## ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替え、医療費(自己負担)の削減額が大きかった人に通知しています。

### ● 4月分の削減効果

- ・切り替えた人数 3,684人
- ・削減された金額 8,174,248円

# 予防接種を受けましょう 水痘と高齢者肺炎球菌ワクチンが 定期予防接種になりました



今月から、水痘(水ぼうそう)と高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が、国の指定する定期予防接種になりました。

定期予防接種は、感染力が強く、予防の必要性が高い疾患に備えるため、接種を強く勧めるものです。病気の予防、重症化を防ぐため、積極的に受けてください。

## 「水痘(水ぼうそう)」

**対象者** ①1歳〜2歳の子 ②3歳〜4歳で接種したことがない子  
※②は平成26年度のみです。

**接種回数** ①2回(1回目と2回目の間隔は3カ月以上あける)②1回  
※水痘にかかったことがある子は対象外です。

※任意で接種を受けた子は、その回数を接種回数に含みます。

**接種場所** 広域予防接種受託医療機関  
**料金** 無料

**申し込み** ①送付済みの接種券と予約票を用意して直接、接種場所へ②母子健康手帳、印鑑を用意して各保健福祉センターへ

## 「高齢者肺炎球菌ワクチン」

**対象者** 市内に住所があつて接種の意思が確認でき、次のいずれかに該当する人

①今年度65・70・75・80・85・90・95歳になる人と100歳以上の人

②接種日に60歳〜64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害がある人

※①の対象者には案内文を送っていません。

**接種場所** 広域予防接種受託医療機関  
**料金** 3,000円

※任意で接種を受けた人は対象外です。  
※定期接種化に伴い、75歳以上の人を対象とした接種費の補助は、来年3月末で終了します。

**申し込み** 住所と生年月日が確認できるもの(保険証など)と印鑑を用意して各保健福祉センターへ

### 保健福祉課

☎0848・67・6234

## もやすごみ指定袋の支援措置の内容が一部変わります

支援措置として、対象となる人にもやすごみ指定袋を交付します。今月から交付する指定袋の大きさが選べるようになりました。

環境管理課 ☎0848・63・1210

対象者 ※市内に住所があり、実際に住んでいることが要件。	交付する指定袋の大きさ	交付枚数	申請 ※代理申請も可能。		
			時期	場所	用意する物
2歳未満の乳幼児を養育している人	大袋(45リットル) または 中袋(30リットル) または 小袋(15リットル) ※大きさを組み合わせることはできません。	大袋:33枚/年 中袋:50枚/年 小袋:100枚/年 ※月割あり。 ※乳幼児1人についての枚数。	出生時 ※申請は1回限りで、満2歳に達するまでの枚数を交付します。	環境管理課・各支所 地域振興課	①母子健康手帳 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認ができるもの(保険証など)
要介護4または5に該当し、おむつを常時使用している人		新規認定時 ※2回目以降は対象者の誕生日。	①介護保険被保険者証 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認ができるもの(保険証など)		
日常生活用具給付等事業で紙おむつの給付決定を受けた人		資格取得時 ※2回目以降は年1回随時。	①日常生活用具給付決定通知書 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認ができるもの(保険証など)		
傷病などでおむつの常時使用が必要と医師の診断を受けた人		資格取得時 ※2回目以降は対象者の誕生日。	①診断書 ※2回目以降の申請には必要ありません。 ②直近のおむつ購入領収書など(コピー可) ③申請者の印鑑 ④申請者の本人確認ができるもの(保険証など)		



## 通学する小・中学校が選べます

### 来年度の新生が対象

小・中学校には就学学校(住所がある通学区の学校)だけでなく、就学学校と通学区が隣接している学校に入学できる隣接校選択制度があります。こ

の制度を利用すれば、「自宅から近い」の教育に特色があるなどの理由で、希望する隣接学校に通うことができます。対象 来年度、小・中学校へ入学する人

申し込み 11月4日(火)～11日(火)  
(消印有効)に、持参または郵送で申請書(学校教育課、各幼稚園・保育所・小学校に用意)を学校教育課へ  
※申し込み多数の場合、11月28日(金)に公開抽選を行います。  
※転居などの場合を除き、卒業まで転校することはできません。  
※船木小・北方小・南方小は平成28年4月に統合し、現在の南方小学校地に新

しく開校します。  
※公開研究会では授業などを見学できます。学校公開は随時実施していますので、各学校へ問い合わせてください。

☎ 学校教育課 〒723-0014 城町一丁目2番1号  
0848-67-6154

### 【小学校】

入学を希望する隣接学校	定員	公開研究会の日程	申請できる就学学校
三原小	30人		糸崎小、中之町小、西小、南小、久井小
糸崎小	10人	10月10日(金)	三原小、木原小
木原小	30人		糸崎小
中之町小	5人	10月10日(金)	三原小、深小
西小	10人	10月8日(水)	三原小、南小、沼田小
田野浦小	10人	10月3日(金)	南小
須波小	15人	10月31日(金)	幸崎小
深小	25人	10月10日(金)	中之町小
南小	若干名		三原小、西小、田野浦小、久井小
沼田小	10人	10月3日(金)	西小、沼北小
沼北小	20人	10月24日(金)	沼田小、本郷小
沼田東小	20人	10月1日(水)	沼田西小、小泉小
沼田西小	20人	10月8日(水)	沼田東小、小泉小、本郷小、南方小
小泉小	5人	10月1日(水)	沼田東小、沼田西小
幸崎小	15人	10月2日(木)	須波小
鷺浦小		10月8日(水)	
船木小	5人	10月10日(金)	本郷小、北方小、大和小
本郷小	5人	10月3日(金)	沼北小、沼田西小、船木小、北方小、南方小
北方小	25人		船木小、本郷小、南方小
南方小	20人	10月24日(金)	沼田西小、本郷小、北方小
久井小	若干名		三原小、南小、大和小
大和小	25人	11月28日(金)	船木小、久井小

### 【中学校】

入学を希望する隣接学校	定員	公開研究会の日程	申請できる就学学校
第一中	15人	10月17日(金)	第二中
第二中	30人	10月10日(金)	第一中、第三中
第三中	15人	11月19日(水)	第二中、宮浦中、久井中
第四中	20人	11月19日(水)	幸崎中
第五中	30人		宮浦中、本郷中
幸崎中	15人		第四中
宮浦中	30人	11月7日(金)	第三中、第五中
本郷中	30人	11月6日(木)	第五中、久井中、大和中
久井中	25人		第三中、本郷中、大和中
大和中	10人	11月14日(金)	本郷中、久井中

平成27～29年度

# 物品調達・業務委託の業者登録 入札参加資格申請を受け付けます

入札参加資格の申請を受け付けます。市が発注する物品調達と業務委託の入札や見積もりに参加するためには、この登録が必要です。

有効期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日

対象 物品調達・業務委託の入札や見積もりへの参加を希望し、①②いずれの要件も満たす業者  
①引き続き1年以上事業を営んでいる  
②納付すべき市税や国税(消費税)の滞納がない

## 登録される種目

- 物品調達など  
備品、消耗品、原材料、印刷関係など、次の18種目が対象です。
- ①事務用品類②情報処理関係③家具・装飾類④印刷・広告看板類⑤教材・運動具類⑥電気器具類⑦薬品・医療用機器類⑧機械器具類⑨車両・建設機械類⑩縫製・繊維類⑪写真・時計・贈答品類⑫日用雑貨類⑬燃料類⑭園芸資材類⑮建築資材類⑯物品の貸借⑰処分品売り払い⑱その他

## ●業務委託

建築物衛生管理・設備機器の保守点検など、次の10種目が対象です。

- ①建築物衛生管理②設備保守点検③機器等保守点検④施設管理⑤検査・測定⑥情報・通信関連⑦企画制作⑧運搬・運送⑨廃棄物の収集・運搬・処分⑩その他
- 受付期間 10月14日(火)～31日(金)(消印有効)(土・日曜日、祝日を除く)9時～12時、13時～17時



申請方法 申請書(契約課、各支所、市ホームページに用意)を、第10会議室(市役所本庁5階)へ持参、または契約課(〒723-8601港町三丁目5番1号)へ郵送

※詳しくは、契約課または市ホームページで確認してください。

## ☎契約課

0848・67・6133

# 10月は浄化槽月間

## 浄化槽法定検査を必ず受けましょう

浄化槽は、正しく使用しないと悪臭や環境汚染の原因になります。浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を管理(設置)している人は、法律により次のことが義務付けられています。

- ①保守点検  
浄化槽を良好な状態に保ち、正しく機能させるため、県の登録を受けた業者に保守点検を依頼してください。
- ②清掃  
浄化槽は、年1回(全ばつ気方式は半年に1回以上)の清掃が必要です。市の許可を受けた業者に清掃を依頼してください。

※点検と清掃の回数は、設置している浄化槽で異なります。詳しくは、生活環境課に問い合せてください。  
※保守点検と清掃の記録は、3年間保存してください。

③法定検査  
県が指定した検査機関により、表1に従って法定検査を受けてください。

※検査員は身分証明証を携行しています。指定検査機関を装った詐欺に注意してください。

平成26年度はすべての浄化槽が、ガイドライン検査の対象です  
平成26年度の法定検査では、10人槽

表1 検査の対象や検査機関など

検査	対象	回数	種類	指定検査機関
設置後の検査 (7条検査)	すべての 新設浄化槽 11人槽以上	初回のみ	ガイドライン検査 (環境省が示した86 項目の検査)	公益社団法人 広島県 環境保全センター (☎082・849・6411)
		毎年1回		
定期検査 (11条検査)	10人槽以下	5年に1回	効率化検査 (ガイドライン検査を 一部軽減した検査)	公益社団法人 広島県 浄化槽維持管理協会 (☎082・546・2168)
		5年に4回		

表2 10人槽以下の浄化槽の検査料金

	設置後の水質検査 (7条検査)	年1回の定期検査(11条検査)	
		効率化検査	ガイドライン検査
合併処理浄化槽	11,000円	5,000円	7,000円
単独処理浄化槽	-	5,000円	5,000円

※合併処理浄化槽はし尿と台所などの生活雑排水とを併せて処理する浄化槽、単独処理浄化槽はし尿のみを処理する浄化槽です。

以下の浄化槽も5年に1度のガイドライン検査となり、より詳しい検査が行われます。検査料金は表2のとおりです。

## ☎生活環境課

0848・67・6168